

## 評価分野別施策実施状況一覧表

(調査品目数)

分野 状況	添加物	農薬								動物用医薬品			化学物質・汚染物質			微生物・ウイルス	プリオン	かび毒・自然毒	遺伝子組換え食品等	新開発食品			肥料・飼料等	計		
		合計	残留基準関係							合計	残留基準		合計	清涼飲料水関係(a)	その他(b)					合計	特定保健用食品(a)	その他(b)				
			ポジティブリスト関係(a)	新規登録、適用拡大等(b)	農作物以外への残留基準設定(c)	清涼飲料水関係(d)	a+b	a+c	b+c		a+b+c	ポジティブリスト関係(a)													その他(b)	薬事法関係(c)
リスク管理措置を講じたもの(A)	10 (6)	49 (47)	14 (14)	18 (17)	2 (1)		7 (7)	6 (6)	2 (2)		24 (6)	8 (6)	8 (0)	8 (0)	2 (0)		2 (0)			1 (1)	10 (0)			1 (1)	97 (61)	
一部措置済み(A')											1 (1)			1 (1)				2 (2)				1 (0)	1 (0)		4 (3)	
審議会等から答申(B)		1 (1)	1 (1)								1 (1)	1 (1)													2 (2)	
消費者庁との協議を終了(C)	1 (1)	6 (5)	5 (5)	1 (0)																					7 (6)	
消費者庁と協議中(D)	2 (0)	6 (1)	1 (1)	3 (0)				1 (0)	1 (0)		2 (0)		2 (0)										1 (1)		11 (2)	
審議会等において審議中(E)	1 (1)										7 (4)	7 (4)			28 (28)	28 (28)									1 (1)	37 (34)
審議会等の準備中(F)	2 (1)	26 (10)	20 (9)	3 (0)			3 (1)				10 (8)	9 (8)	1 (0)												38 (19)	
その他(G)		23 (21)	1 (1)				22 (20)				8 (7)			8 (7)								1 (1)	1 (1)			32 (29)
計	16 (9)	111 (85)	42 (31)	25 (17)	2 (1)	22 (20)	10 (8)	7 (6)	3 (2)	0 (0)	53 (27)	25 (19)	11 (0)	17 (8)	30 (28)	28 (28)	2 (0)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	11 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (2)	228 (156)

(平成23年3月31日現在)

注:カッコ内は、前回調査からの継続案件の数

食品添加物に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知	ADI	評価結果概要等	※	リスク管理機関における対応状況
1	添加物	3-メチル-2-ブテノール	香料	厚生労働省	2010/2/2	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/4/28		特定用途ならば安全性に懸念ない	D	
2	添加物	1-ペンテン-3-オール	香料	厚生労働省	2010/2/2	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/4/28		特定用途ならば安全性に懸念ない	D	
3	添加物	ピペリジン	香料	厚生労働省	2010/3/15	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/5/20		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
4	添加物	ピロリジン	香料	厚生労働省	2010/4/5	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/6/3		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
5	添加物	2,6-ジメチルピリジン	香料	厚生労働省	2010/5/13	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/7/15		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
6	添加物	トリメチルアミン	香料	厚生労働省	2009/11/26	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/7/29		特定用途ならば安全性に懸念ない	F	
7	添加物	5-エチル-2-メチルピリジン	香料	厚生労働省	2010/6.14	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/8/26		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
8	添加物	○ 2-エチル-5-メチルピラジン	香料	厚生労働省	2009/3/12	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/10/8		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
9	添加物	○ イソペンチルアミン	香料	厚生労働省	2009/8/12	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/11/12		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
10	添加物	○ ケイ酸マグネシウム	固結防止剤、ろ過助剤並びにカプセル剤、錠剤等の形状の食品の製造用剤	厚生労働省	2005/8/15	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/1/21	○ 0.3mg/kg体重/日		A	添加物指定、規格基準設定
11	添加物	○ ブチルアミン	香料	厚生労働省	2009/9/10	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/3/4		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
12	添加物	○ フェネチルアミン	香料	厚生労働省	2009/11/5	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/3/18		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
13	添加物	○ フルジオキシニル	防かび剤	厚生労働省	2008/11/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/7/16	○ 0.33mg/kg体重/日		C	
14	添加物	○ 亜塩素酸水	製造用剤(殺菌料)	厚生労働省	2006/8/14	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2008/6/19	○ 0.029mg/kg体重/日		F	臭素酸の混入の実態について調査中
15	添加物	○ L-グルタミン酸アンモニウム	調味料	厚生労働省	2006/5/22	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2008/3/13		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
16	添加物	○ 次亜塩素酸水	殺菌料	厚生労働省	2005/1/31	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2007/1/25		特定用途ならば安全性に懸念ない	E	臭素酸の混入の実態について調査中

農薬に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
1	農薬		フェンチオン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2010/4/8	○	0.0023 mg/kg 体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり
2	農薬		アセフェート(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2010/7/22	○	0.0024 mg/kg 体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり
3	農薬		ピリミノバックメチル	除草剤	厚生労働省	2007/11/9	食品安全基本法第24条第1項第1号	c	2010/4/1	○	0.02 mg/kg 体重/日	A	TMDI/ADI比:0.6%-1.5%
4	農薬		スピノサド	殺虫剤	厚生労働省	2004/12/22 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2010/4/8	○	0.024 mg/kg 体重/日	F	
5	農薬		フェンチオン	殺虫剤	厚生労働省	2009/1/20	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2010/4/8	○	0.0023 mg/kg 体重/日	D	
6	農薬		アセキノシル	殺虫剤	厚生労働省	2010/1/4	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/6/17	○	0.022 mg/kg 体重/日	A	TMDI/ADI比:18.3%-39.3%
7	農薬		ジチアノン	殺菌剤	厚生労働省	2007/8/6	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2010/6/17	○	0.01 mg/kg 体重/日	F	
8	農薬		イソキサフルトール	除草剤	厚生労働省	2007/4/9	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/6/24	○	0.005 mg/kg 体重/日	F	
9	農薬		イマザピックアンモニウム塩	除草剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/6/24	○	0.27 mg/kg 体重/日	F	
10	農薬		ピコリナフェン	除草剤	厚生労働省	2007/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/7/1	○	0.007 mg/kg 体重/日	F	
11	農薬		アセフェート	殺虫剤	厚生労働省	2008/7/8	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/7/22	○	0.0024 mg/kg 体重/日	F	
12	農薬		エチプロール	殺虫剤	厚生労働省	2009/12/14	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/7/22	○	0.005 mg/kg 体重/日	D	
13	農薬		フルベンジアミド	殺虫剤	厚生労働省	2009/10/27	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/7/22	○	0.017 mg/kg 体重/日	D	
14	農薬		アシフルオルフェン	除草剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/7/29	○	0.01 mg/kg 体重/日	F	
15	農薬		ラクトフェン	除草剤	厚生労働省	2006/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/7/29	○	0.0079 mg/kg 体重/日	F	
16	農薬		チオベンカルブ	除草剤	厚生労働省	2009/10/27	食品安全基本法第24条第1項第1号	b+c	2010/8/5	○	0.009 mg/kg 体重/日	D	
17	農薬		イミダクロプリド	殺虫剤	厚生労働省	2010/1/25	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/9/9	○	0.057 mg/kg 体重/日	F	
18	農薬		インダノファン	除草剤	厚生労働省	2010/1/4	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/9/9	○	0.0035 mg/kg 体重/日	C	
19	農薬		ジノテフラン	殺虫剤	厚生労働省	2010/2/15	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/9/9	○	0.22 mg/kg 体重/日	F	
20	農薬		ビメロジン	殺虫剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/9/9	○	0.013 mg/kg 体重/日	F	
21	農薬		フロニカミド	殺虫剤	厚生労働省	2009/10/27	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/9/9	○	0.073 mg/kg 体重/日	F	
22	農薬		イソプロテオラン	殺菌剤	厚生労働省	2010/1/4	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/9/16	○	0.1 mg/kg 体重/日	D	
23	農薬		ノルフルラゾン	除草剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/9/16	○	0.015 mg/kg 体重/日	F	
24	農薬		TCMTB	殺菌剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/9/16	○	0.012 mg/kg 体重/日	F	
25	農薬		ペノキサコール	薬害軽減剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/9/30	○	0.004 mg/kg 体重/日	F	
26	農薬		イミダクロプリド	殺虫剤	農林水産省	2009/10/21	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/9/9	○	0.057 mg/kg 体重/日	F	
27	農薬	○	キザロホップエチル	除草剤	厚生労働省	2007/3/5 2007/8/6	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/10/22	○	0.009 mg/kg 体重/日	F	

農薬に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等	
28	農薬	○	トリネキサバックエチル	植物成長調整剤	厚生労働省	2007/6/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/10/22	○	0.0059 mg/kg 体重/日	A	TMDI/ADI比:16.4%-53.2%	暫定基準あり
29	農薬	○	ペントキサゾン	除草剤	厚生労働省	2006/5/23	食品安全基本法第24条第1項第1号	b+c	2009/10/22	○	0.23 mg/kg 体重/日	A	TMDI/ADI比:0.1%-0.2%	
30	農薬	○	クロルフェナビル	殺虫剤(殺ダニ剤)	厚生労働省	2009/1/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/11/5	○	0.026mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:12.2%-29.4%	
31	農薬	○	エトフェンブロックス	殺虫剤	厚生労働省	2009/2/17	食品安全基本法第24条第1項第1号	c	2009/11/19	○	0.031mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:20.6%-50.4%	
32	農薬	○	チジアズロン	植物成長調整剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/12/3	○	0.039mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
33	農薬	○	メプロニル	殺菌剤	厚生労働省	2008/3/25 2008/4/1	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2009/12/17	○	0.05mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:26.9%-59.8%	暫定基準あり
34	農薬	○	1-メチルシクロプロベン	植物成長調整剤	厚生労働省	2005/8/23	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/12/17		ADIは設定できないが、適切に使用される限り影響は少ないと考えられる。あえてADIを算出すれば、0.00095mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:1.1%-3.2%	
35	農薬	○	塩酸ホルメタネート	殺虫/殺ダニ剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/1/7	○	0.001mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
36	農薬	○	メキシフェノジド	殺虫剤	厚生労働省	2009/6/8	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/1/7	○	0.098mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:1.4%-3.3%	
37	農薬	○	シエノピラフェン	殺虫剤(殺ダニ剤)	厚生労働省	2009/8/4	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/1/14	○	0.05mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:11.2%-25.1%	
38	農薬	○	シフルメトフェン	殺虫剤	厚生労働省	2009/6/8	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/1/21	○	0.092mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:6.0%-16.4%	
39	農薬	○	アゾキシストロピン	殺菌剤	厚生労働省	2009/6/8	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/1/28	○	0.18mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:23.7%-58.7%	
40	農薬	○	プロピリスルフロン	除草剤	厚生労働省	2009/6/8	食品安全基本法第24条第1項第1号	b+c	2010/1/28	○	0.011mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:1.4%-3.3%	
41	農薬	○	グルホシネート	除草剤	厚生労働省	2007/7/13	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2010/2/25	○	0.0091mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:26.1%-66.1%	暫定基準あり
42	農薬	○	スピネトラム	殺虫剤	厚生労働省	2009/8/4	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/2/25	○	0.024mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:10.7%-23.6%	
43	農薬	○	メミノストロピン	殺菌剤	厚生労働省	2008/12/9	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2010/3/4	○	0.016mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:11.0%-24.4%	暫定基準あり
44	農薬	○	シアゾファミド	殺菌剤	厚生労働省	2009/10/27	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/3/18	○	0.17mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:9.4%-22.6%	
45	農薬	○	ピリダリル	殺虫剤	厚生労働省	2009/3/24	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/3/18	○	0.028mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:28.2%-59.3%	
46	農薬	○	エトプロホス	殺虫剤	厚生労働省	2008/7/8	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/3/25	○	0.00025mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:25.2%-70.5%	暫定基準あり
47	農薬	○	オキシフルオルフェン	除草剤	厚生労働省	2007/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/3/25	○	0.024mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
48	農薬	○	エトフェンブロックス(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2009/11/19	○	0.031mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
49	農薬	○	メプロニル(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2009/12/17	○	0.05mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
50	農薬	○	バクロブトラゾール	植物成長調整剤	厚生労働省	2007/12/4	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2009/4/2	○	0.02mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:3.0%-9.7%	暫定基準あり
51	農薬	○	ミルベメクテン	殺虫剤	厚生労働省	2005/11/8 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/4/2	○	0.03mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:3.9%-12.3%	暫定基準あり
52	農薬	○	アジムスルフロン	除草剤	厚生労働省	2007/4/9	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/4/9	○	0.095mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.1%	暫定基準あり

農薬に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等	
53	農薬	○	シフルフェナミド	殺菌剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/4/16	○	0.041mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:4.0%-10.8%	暫定基準あり
54	農薬	○	イプロベンホス	殺菌剤	厚生労働省	2007/12/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2009/4/23	○	0.035mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:2.9%-5.9%	暫定基準あり
55	農薬	○	スピロテトラマト	殺虫剤	厚生労働省	2008/8/18	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/5/14	○	0.12mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:11.9%-26.4%	
56	農薬	○	クロランスラムメチル	除草剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/5/21	○	0.05mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.0%-0.1%	暫定基準あり
57	農薬	○	マイクロバタニル	殺菌剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/5/21	○	0.024mg/kg体重/	C		暫定基準あり
58	農薬	○	アジンホスメチル	殺虫剤	厚生労働省	2008/9/9	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/5/28	○	0.0014mg/kg体重/日	C		暫定基準あり
59	農薬	○	スピロメシフェン	殺虫剤	厚生労働省	2009/1/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/6/25	○	0.022mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:29.8%-76.2%	
60	農薬	○	ピフェントリン	殺虫剤	厚生労働省	2009/1/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/6/25	○	0.01mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:19.6%-51.4%	
61	農薬	○	プロバモカルブ塩酸塩、プロバモカルブ	殺菌剤	厚生労働省	2005/10/21 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/7/9	○	0.29mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:9.2%-18.6%	暫定基準あり
62	農薬	○	メチオカルブ	殺虫剤	厚生労働省	2007/2/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/7/9	○	0.024mg/kg体重/日	C		暫定基準あり
63	農薬	○	フルジオキシニル	殺菌剤	厚生労働省	2007/6/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/7/16	○	0.33mg/kg体重/日	B		暫定基準あり
64	農薬	○	フルシラゾール	殺菌剤	厚生労働省	2007/8/6	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/7/16	○	0.0014mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:20.1%-57.3%	暫定基準あり
65	農薬	○	クロメプロップ	除草剤	厚生労働省	2007/3/5 2008/10/7	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2009/7/23	○	0.0062mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:9.0%-15.1%	暫定基準あり
66	農薬	○	プロチオコナゾール	殺菌剤	厚生労働省	2008/6/2	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/7/23	○	0.011mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:5.7%-14.2%	
67	農薬	○	ピリフルキナゾン	殺虫剤	厚生労働省	2007/12/18	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/7/30	○	0.005mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:16.5%-35.6%	
68	農薬	○	メトラクロール	除草剤	厚生労働省	2008/6/17	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/7/30	○	0.097mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:1.3%-3.1%	暫定基準あり
69	農薬	○	ピリミスルファン	除草剤	厚生労働省	2007/10/30	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/8/27	○	0.35mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.0%-0.1%	
70	農薬	○	ベンダイオカルブ	殺虫剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/8/27	○	0.0035mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	暫定基準あり
71	農薬	○	ピリプロキシフェン	殺虫剤	厚生労働省	2009/3/24	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/9/3	○	0.1mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:14.2%-26.5%	
72	農薬	○	アミスルプロム	殺菌剤	厚生労働省	2009/1/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/9/10	○	0.1mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:19.3%-39.5%	
73	農薬	○	メトラクロール(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2009/7/30	○	0.097mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
74	農薬	○	クロフェンセット	植物成長調整剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/10/2	○	0.05mg/kg体重/日	A		暫定基準あり
75	農薬	○	フルフェンビルエチル	除草剤	厚生労働省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/10/2	○	0.39mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.003%-0.008%	暫定基準あり
76	農薬	○	フルアクリピリム	殺虫剤(殺ダニ剤)	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/10/16	○	0.059mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:2.3%-9.1%	暫定基準あり
77	農薬	○	ジクロスラム	除草剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/12/11	○	0.05mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.0%-0.1%	暫定基準あり
78	農薬	○	ヘキサジノン	除草剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/12/11	○	0.049mg/kg体重/日	F	残留基準設定に必要な資料(残留試験データ等)を収集中。	暫定基準あり

農薬に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等	
79	農薬	○	メフェンビルジエチル	葉害軽減剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/12/18	○	0.028mg/kg体重/日	D	暫定基準あり	
80	農薬	○	クロロエトキシホス	殺虫剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/1/8	○	0.00063mg/kg体重/日	A	暫定基準あり	
81	農薬	○	トリブホス	植物成長調整剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/1/15	○	0.002mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:9.6%-23.1%	暫定基準あり
82	農薬	○	ルフェヌロン	殺虫剤	厚生労働省	2005/7/25 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/1/22	○	0.014mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:25.6%-59.4%	暫定基準あり
83	農薬	○	ブタミホス	除草剤	厚生労働省	2008/3/25 2008/4/1	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2009/2/12	○	0.008mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:5.0%-10.5%	暫定基準あり
84	農薬	○	トリフルスフロンメチル	除草剤	厚生労働省	2008/3/3	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/3/19	○	0.024mg/kg体重/日	C		暫定基準あり
85	農薬	○	ブリミスフロンメチル	除草剤	厚生労働省	2007/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/3/26	○	0.1mg/kg体重/日	F	残留基準設定に必要な資料(残留試験データ等)を収集中。	暫定基準あり
86	農薬	○	プレチラクロール(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/10/9	○	0.018mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
87	農薬	○	ベンシクロン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/10/16	○	0.053mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
88	農薬	○	EPN(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/11/27	○	0.0014mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
89	農薬	○	ブタミホス(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2009/2/12	○	0.008mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
90	農薬	○	メタラキシル(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2009/3/5	○	0.022mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
91	農薬	○	メタミドホス	殺虫剤・ダニ駆除剤	厚生労働省	2008/2/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/5/1	○	0.0006mg/kg体重/日	F	残留基準設定に必要な資料(残留試験データ等)を収集中。	暫定基準あり
92	農薬	○	ゾキサミド	殺菌剤	厚生労働省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/8/21	○	0.48mg/kg体重/日	C		暫定基準あり
93	農薬	○	チアゾピル	除草剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/8/29	○	0.0072mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.01%-0.04%	暫定基準あり
94	農薬	○	トリルフルアニド	殺菌剤	厚生労働省	2007/6/5 2008/6/2	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2008/9/4	○	0.036mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:3.8%-10.7%	暫定基準あり
95	農薬	○	プロボキシカルバゾン	除草剤	厚生労働省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/9/4	○	0.43mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.1%-0.3%	暫定基準あり
96	農薬	○	カルボキシシン	殺菌剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/9/25	○	0.008mg/kg体重/日	F	残留基準設定に必要な資料(残留試験データ等)を収集中。	暫定基準あり
97	農薬	○	ハロスフロンメチル(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/5/15	○	0.1mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
98	農薬	○	ブプロフェジン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/5/15	○	0.009mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
99	農薬	○	ピリプチカルブ(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/9/11	○	0.0088mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
100	農薬	○	イメビコナゾール	殺菌剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2007/12/20	○	0.0098mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:22.7%-65.2%	暫定基準あり
101	農薬	○	ダイムロン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2007/11/8	○	0.3mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
102	農薬	○	カルプロバミド(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2007/12/13	○	0.014mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
103	農薬	○	フルトランル(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2007/12/20	○	0.087mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
104	農薬	○	エスプロカルブ(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/1/17	○	0.01mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	

農薬に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等	
105	農薬	○	カフェストール(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/2/21	○	0.003mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
106	農薬	○	メフェナセット(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/3/13	○	0.007mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
107	農薬	○	フルリドン	除草剤	厚生労働省	2006/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2007/8/23	○	0.076mg/kg体重/日	F	残留基準設定に必要な資料(残留試験データ等)を収集中。	暫定基準あり
108	農薬	○	ピリプロキシフェン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2007/8/2	○	0.1mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
109	農薬	○	クロルピリホス	殺虫剤	厚生労働省	2004/10/29 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2007/3/22	○	0.001mg/kg体重/日	F	残留基準設定に必要な資料(残留試験データ等)を収集中。	暫定基準あり
110	農薬	○	クロルピリホス(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2007/3/22	○	0.001mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	
111	農薬	○	アゾキシストロビン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2006/12/21	○	0.18mg/kg体重/日	G	(※)清涼飲料水の残留農薬について対応は欄外記述のとおり)	

(※)清涼飲料水中の残留農薬については、平成22年12月に厚生労働省において、清涼飲料水独自の成分規格としてではなく、ポジティブリスト制の導入に伴う農薬全体の暫定規制値の見直しの中で対応するという方針を決定。

動物用医薬品に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
1		スピノサド	殺虫剤	厚生労働省	2005/12/19 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a	2010/4/8	○	0.024mg/kg体重/日	F	暫定基準あり
2		ホスホマイシンナトリウム	抗菌剤	厚生労働省	2005/9/13	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2010/4/28	○	0.019mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:1.8%-5.1%
3		ホスホマイシン	抗菌剤	厚生労働省	2006/7/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/4/28	○	0.019mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:1.8%-5.1%
4		マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン	豚マイコプラズマ性肺炎による肺病変形成及び増体重抑制の軽減	厚生労働省	2009/11/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/5/13		無視できるものと考えられる。	A	残留基準を設定しない
5		豚アクトノバシラス・フルロニューモニエ(1,2,5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン	豚丹毒及びアクトノバシラス・フルロニューモニエ血清型1,2,5型菌感染症の予防	厚生労働省	2009/11/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/5/13		無視できるものと考えられる。	A	残留基準を設定しない
6		鶏伝染性ファブリキウス囊病(抗血清加)生ワクチン	鶏伝染性ファブリキウス囊病の予防	厚生労働省	2009/11/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/5/13		無視できるものと考えられる。	A	残留基準を設定しない
7		豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン	豚のローソニア・イントラセラルリス感染症(急性出血性腸炎型を除く)による増体重低下の軽減	厚生労働省	2010/2/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/5/20		無視できるものと考えられる。	A	残留基準を設定しない
8		アセトアミノフェン	解熱鎮痛剤	厚生労働省	2009/1/30	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/6/3	○	0.03mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.02%-0.05%
9		豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン	豚インフルエンザの発症防衛及び豚丹毒の予防	厚生労働省	2009/11/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/6/3		無視できるものと考えられる。	A	残留基準を設定しない
10		クラブラン酸	β-ラクタマーゼ阻害薬	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/6/24	○	0.01mg/kg体重/日	E	暫定基準あり
11		セファレキシム	抗菌剤	厚生労働省	2007/2/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/6/24	○	0.06mg/kg体重/日	E	暫定基準あり
12		クロルスロン	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/3/19	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/7/1		ADIを設定することは適当ではない	E	暫定基準あり
13		牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加)トキシイド	気腫症、悪性水腫及びクロストリジウム・パーフリンゲンヌスA型菌による壊死性腸炎の予防	厚生労働省	2010/2/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/7/15		無視できるものと考えられる。	A	残留基準を設定しない
14		鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン	アイメリア ネカトリックスによる鶏コクシジウム症の発症抑制	厚生労働省	2009/11/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/7/15		無視できるものと考えられる。	A	残留基準を設定しない
15		ジノテフラン	殺虫剤	厚生労働省	2010/2/15	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/9/9	○	0.22mg/kg体重/日	F	暫定基準あり
16		モネパテル	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2009/3/3	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/9/9	○	0.001mg/kg体重/日	D	
17		イソプロチオラン	牛の肝疾患用剤	厚生労働省	2010/1/4	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/9/16	○	0.1mg/kg体重/日	D	
18		ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))	牛のバスターラ性肺炎	農林水産省	2005/8/5	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2010/4/28		無視できるものと考えられる。	G	
19		マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンドMH)	豚マイコプラズマ性肺炎による肺病変形成及び増体重抑制の軽減	農林水産省	2009/11/20	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2010/5/13		無視できるものと考えられる。	A	安全性を再確認

動物用医薬品に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況		暫定基準等
											A	安全性を再確認	
20	動物用医薬品	豚アクチノバシラス・ブルロニューモニエ(1,2,5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ビッグウイン-EA)	豚丹毒及びアクチノバシラス・ブルロニューモニエ血清型1,2,5型菌感染症の予防	農林水産省	2009/11/20	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2010/5/13		無視できるものと考えられる。	A	安全性を再確認	
21	動物用医薬品	鶏伝染性ファブリキウス養病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)	鶏伝染性ファブリキウス養病の予防	農林水産省	2009/11/20	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2010/5/13		無視できるものと考えられる。	A	安全性を再確認	
22	動物用医薬品	豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン(エンテリソール イリアイティスTF、同FC、同HL、同HC)	豚のローソニア イントラセラルリス感染症(急性出血性腸炎型を除く)による増体重低下の軽減	農林水産省	2010/2/1	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(製造承認)	2010/5/20		無視できるものと考えられる。	A	製造販売を承認	
23	動物用医薬品	アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(アレンジャー10、アレンジャー30)	豚の細菌性肺炎における解熱	農林水産省	2009/1/30	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(製造承認)	2010/6/3		無視できるものと考えられる。	A	製造販売を承認	
24	動物用医薬品	豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(アルシエア ER)	豚インフルエンザの発症防抑及び豚丹毒の予防	農林水産省	2009/11/20	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(輸入承認)	2010/6/3		無視できるものと考えられる。	A	輸入を承認	
25	動物用医薬品	牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加)トキシノイド(“京都微研”キャトルウイン-C15)	気腫疽、悪性水腫及びクロストリジウム・パーフリンゲンSA型菌による壊死性腸炎の予防	農林水産省	2010/2/1	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2010/7/15		無視できるものと考えられる。	A	安全性を再確認	
26	動物用医薬品	鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒性ワクチン(Neca))	アイメリア ネカトリックスによる鶏コクシジウム症の発症抑制	農林水産省	2009/11/20	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2010/7/15		無視できるものと考えられる。	A	安全性を再確認	
27	動物用医薬品	○ オラキンドックス	抗菌剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/10/1		ADIを設定することは適当でない。	E		暫定基準有り
28	動物用医薬品	○ ケトプロフェン	抗炎症薬	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/10/1	○	0.001mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:15.1%-65.4%	暫定基準有り
29	動物用医薬品	○ ピベラジン	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/10/1	○	0.25mg/kg体重/日	F		暫定基準有り
30	動物用医薬品	○ フルベンダゾール	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2009/3/24	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/1/14	○	0.012mg/kg体重/日	F		暫定基準有り
31	動物用医薬品	○ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液(エクネセル注)	牛の肺炎、豚の胸膜肺炎及び牛の趾間フレグモネ(趾間ふらん)	農林水産省	2010/2/1	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2010/2/18		無視できるものと考えられる。	G	薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応	
32	動物用医薬品	○ メベンダゾール	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/3/4	○	0.0025mg/kg体重/日	F		暫定基準有り
33	動物用医薬品	○ レバミゾール	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/2/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/3/18	○	0.006mg/kg体重/日	F		暫定基準有り
34	動物用医薬品	○ クレンプテロール	繁殖用剤及び循環・呼吸器官用剤	厚生労働省	2006/10/16 2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/6/18	○	0.004μg/kg体重/日	E		暫定基準有り
35	動物用医薬品	○ カルプロフェン	消炎剤	厚生労働省	2007/2/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/6/25	○	0.01mg/kg体重/日	E		暫定基準有り
36	動物用医薬品	○ カラゾール	β 遮断薬	厚生労働省	2007/7/13	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/7/30	○	0.1μg/kg体重/日	E		暫定基準有り
37	動物用医薬品	○ イミドカルブ	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/3/19	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/12/18	○	0.005mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:5.5%-16.6%	暫定基準有り
38	動物用医薬品	○ セフキノム	抗菌剤	厚生労働省	2006/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/12/18	○	0.0014mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:6.9%-24.2%	暫定基準有り
39	動物用医薬品	○ 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)	牛の肺炎	農林水産省	2008/1/11	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2008/12/18		無視できるものと考えられる。	G	薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応	
40	動物用医薬品	○ ラフォキサニド	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/2/19	○	0.4μg/kg体重/日	A	残留基準を設定しない	暫定基準有り
41	動物用医薬品	○ オキシベンダゾール	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/7/13	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/3/5	○	0.03mg/kg体重/日	A	残留基準を設定しない	暫定基準有り

動物用医薬品に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
42 動物用医薬品	○	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)	牛の泌乳期の乳房炎	農林水産省	2008/2/12	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2008/5/8		無視できるものと考えられる。	G 薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応	
43 動物用医薬品	○	チアンフェニコール	合成抗菌剤	厚生労働省	2005/9/13 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a	2007/10/4	○	0.005mg/kg体重/日	F 残留基準設定に必要な(代謝試験及び残留試験データ等)を農水省において収集中	暫定基準有り
44 動物用医薬品	○	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイソン注射液及びバジット注射液)	牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎	農林水産省	2004/10/29	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2007/10/4	○	0.005mg/kg体重/日	G 薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応	
45 動物用医薬品	○	コリスチン	抗菌剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/1/24	○	0.004mg/kg体重/日	A TMDI/ADI比:13.1%-40.5%(総抗菌活性)	暫定基準有り
46 動物用医薬品	○	プロチゾラム	動物の食欲不振の改善の補助的効果	厚生労働省	2006/10/16	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/3/13	○	0.013µg/kg体重/日	B	暫定基準有り
47 動物用医薬品	○	フロルフェニコール	合成抗菌剤	厚生労働省	2005/9/13 2006/7/18 2007/1/12	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a	2007/8/30	○	0.01mg/kg体重/日	F 残留基準設定に必要な(代謝試験及び残留試験データ等)を農水省において収集中	暫定基準有り
48 動物用医薬品	○	フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)	牛の細菌性肺炎の治療	農林水産省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(輸入承認)	2007/8/30	○	0.01mg/kg体重/日	G 薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応	
49 動物用医薬品	○	カナマイシン	抗生物質	厚生労働省	2006/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2007/5/31	○	0.008mg/kg体重/日	F 残留基準設定に必要な(代謝試験及び残留試験データ等)を農水省において収集中	暫定基準有り
50 動物用医薬品	○	セフオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセル注)	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療	農林水産省	2005/4/11	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2007/1/18		ADIを見直す必要性はない	G 薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応	
51 動物用医薬品	○	ベンジルペニシリン	抗生物質	厚生労働省	2007/2/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2007/5/31		評価を変更する必要はない	F 残留基準設定に必要な(代謝試験及び残留試験データ等)を農水省において収集中	暫定基準有り
52 動物用医薬品	○	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)	製造用原体(バイトリル原体)、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病及び大腸菌症(バイトリル10%液)、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症(バイトリル2.5%HV)、牛の肺炎、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)	農林水産省	2004/10/29	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2006/5/18	○	0.002mg/kg体重/日	A' 安全性を再確認。鶏に係る薬剤耐性菌の影響については、別途検討。	
53 動物用医薬品	○	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療	農林水産省	2004/10/29	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2005/11/24	○	0.005mg/kg体重/日	G 薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応	

化学物質・汚染物質に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知	TDI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況
1 汚染物質		トリクロロエチレン	厚生労働省	2010/6/11	食品安全基本法第24条第1項第7号	b	2010/9/2	○	非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を1.46 $\mu$ g/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $8.3 \times 10^{-7}$ /(mg/kg体重/日)	A
2 汚染物質		カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正について	環境省	2010/4/19	食品安全基本法第24条第1項第9号	b	2010/4/28	○	7 $\mu$ g/kg体重/週	A 農用地における環境上の条件を「米1kgについて0.4mg以下であること。」に改正
3 汚染物質	○	クロロホルム(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2009/8/20	○	12.9 $\mu$ g/kg体重/日	E
4 汚染物質	○	ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2009/8/20	○	6.1 $\mu$ g/kg体重/日	E
5 汚染物質	○	ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2009/8/20	○	21.4 $\mu$ g/kg体重/日	E
6 汚染物質	○	ブロモホルム(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2009/8/20	○	17.9 $\mu$ g/kg体重/日	E
7 汚染物質	○	総トリハロメタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2009/8/20		総トリハロメタンとしての耐容一日摂取量は設定できない。	E
8 汚染物質	○	ベンゼン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を18 $\mu$ g/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $2.5 \times 10^{-7}$ /(mg/kg体重/日)	E
9 汚染物質	○	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を37.5 $\mu$ g/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $6.3 \times 10^{-7}$ /(mg/kg体重/日)	E
10 汚染物質	○	臭素酸(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	臭素酸の非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を11 $\mu$ g/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $2.8 \times 10^{-7}$ /(mg/kg体重/日)とする。	E
11 汚染物質	○	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を1.46 $\mu$ g/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $8.3 \times 10^{-7}$ /(mg/kg体重/日)	E
12 汚染物質	○	ジクロロメタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	6 $\mu$ g/kg体重/日	E
13 汚染物質	○	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	14 $\mu$ g/kg体重/日	E
14 汚染物質	○	トルエン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	149 $\mu$ g/kg体重/日	E
15 汚染物質	○	銅(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/4/17	○	9mg/ヒト(成人)/日	E
16 汚染物質	○	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/4/17	○	15 $\mu$ g/kg体重/日	E
17 汚染物質	○	メチル-tert-ブチルエーテル(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/4/17	○	143 $\mu$ g/kg体重/日	E
18 汚染物質	○	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/4/17	○	600 $\mu$ g/kg体重/日	E
19 汚染物質	○	1,1,2-トリクロロエタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/4/17	○	3.9 $\mu$ g/kg体重/日	E

化学物質・汚染物質に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知	TDI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況
20	汚染物質	○	亜塩素酸(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/6/19	○	29μg/体重/日	E
21	汚染物質	○	二酸化塩素(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/6/19	○	29μg/体重/日	E
22	汚染物質	○	カドミウム(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/9/25	○	7μg/体重/週	E
23	汚染物質	○	四塩化炭素(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○	0.71μg/kg体重/日	E
24	汚染物質	○	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○	16μg/kg体重/日	E
25	汚染物質	○	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○	46μg/kg体重/日	E
26	汚染物質	○	シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○	17μg/kg体重/日	E
27	汚染物質	○	塩素酸(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○	30μg/kg体重/日	E
28	汚染物質	○	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○	2.7μg/kg体重/日	E
29	汚染物質	○	抱水クロラール(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○	4.5μg/kg体重/日	E
30	汚染物質	○	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○	136μg/kg体重/日	E

微生物・ウイルスに関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知日	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	
1	微生物・ウイルス	○	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価	自ら評価 厚労省に通知	-	食品安全基本法第23 条第1項第2号	自ら評価	2009/6/25	対策の組み合わせによるリスク低減効果等	A'	
2	微生物・ウイルス	○	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価	自ら評価 農水省に通知	-	食品安全基本法第23 条第1項第2号	自ら評価	2009/6/25	対策の組み合わせによるリスク低減効果等	A'	

かび毒・自然毒に関する施策の実施状況

平成23年3月31日

	評価品目の分類	継続	物質名等	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況
1	かび毒	○	食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について	厚生労働省	2008/9/3	食品安全基本法第24条第1項第1号	食品の規格基準設定	2009./3/19	TDI設定は困難。総アフラトキシンの規格基準の必要性について検討することが望ましい。	A アフラトキシンB1から総アフラトキシンに変更(規制値は10μ g/kg)

遺伝子組換え食品等に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況
1	遺伝子組換え食品等		耐熱性α-アマラーゼ産生トウモロコン3272系統	食用	厚生労働省	2007/12/10	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	食品の安全性審査	2010/4/1	健康を損なうおそれはない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
2	遺伝子組換え食品等		耐熱性α-アマラーゼ産生トウモロコン3272系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコンBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコンMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコンGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した4品種は除く。）	食用	厚生労働省	2010/4/6	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	食品の安全性審査	2010/4/28	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
3	遺伝子組換え食品等		THR-No.1株を利用して生産されたL-トレオニン	添加物	厚生労働省	2010/2/23	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	添加物の安全性審査	2010/6/3	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 組換えDNA技術を活用した添加物に該当しない旨通知
4	遺伝子組換え食品等		除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統と除草剤グリホサート耐性ワタLLcotton25系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した2品種は除く。）	食用	厚生労働省	2010/7/5	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	食品の安全性審査	2010/8/19	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
5	遺伝子組換え食品等		除草剤グリホサート耐性ピマワタMON88913系統	食用	厚生労働省	2009/11/2	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	食品の安全性審査	2010/8/19	健康を損なうおそれはない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
6	遺伝子組換え食品等		チョウ目害虫抵抗性ピマワタ15985系統	食用	厚生労働省	2009/11/2	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	食品の安全性審査	2010/8/19	健康を損なうおそれはない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
7	遺伝子組換え食品等		HIS-No.1株を利用して生産されたL-ヒステジン	添加物	厚生労働省	2010/6/8	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	添加物の安全性審査	2010/8/19	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 組換えDNA技術を活用した添加物に該当しない旨通知
8	遺伝子組換え食品等		耐熱性α-アマラーゼ産生トウモロコン3272系統	飼料用	農林水産省	2007/12/10	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	飼料の安全性審査	2010/4/8	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
9	遺伝子組換え食品等		チョウ目害虫抵抗性ピマワタ15985系統	飼料用	農林水産省	2009/11/2	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	飼料の安全性審査	2010/8/26	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表

遺伝子組換え食品等に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	
10	遺伝子組換え食品等		除草剤グリホサート耐性ピマフタMON88913系統	飼料用	農林水産省	2009/11/2	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	飼料の安全性審査	2010/8/26	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A	安全性審査の手続きを終えた旨公表
11	遺伝子組換え食品等	○	パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統	食用	厚生労働省	2006/1/26	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号	食品の安全性審査	2009/7/9	健康を損なうおそれはない。	D	

新開発食品に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況
1	新開発食品	○	ガイオ タガトース	血糖値が気になる人が なり始めた人が 気になる人に適 する旨の特定 保健の目的とす る	厚生労働省	2003/10/28	食品安全基本法第24条第 1項第14号、食品安全委員 会令第1条第1項及び食品 安全委員会令第1条第1項 の内閣府令で定めるときを 定める内閣府令第1号	a	2006/6/8	提出された資料の範囲においては安 全性に問題はない。注意喚起表示の 必要性を検討すべき。	G 申請者への指導中

肥料・飼料等に関する施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等	
1	肥料・飼料等	○	オラキンドックス	抗菌剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	飼料添加物の食品中の残留基準	2009/10/1		ADIを設定することは適当でない	E	暫定基準あり	
3	肥料・飼料等	○	コリスチン	抗菌剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	飼料添加物の食品中の残留基準	2008/1/24	○	0.004mg/kg 体重/日	A	TMDI/ADI比:13.1%-40.5% (総抗菌活性)	暫定基準あり

その他施策の実施状況

平成23年3月31日時点

	評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知	評価結果概要等		リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
1	その他		こんにやくゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について	—	内閣府 (消費者庁)	2009/4/27	食品安全基本法第24条第3項	—	2010/6/10	今後、国際的な評価等の動向、国内外の科学的知見の蓄積等を勘案し、必要に応じて更なる検討がなされるべきもの	A'	関係団体等に対し、力学特性、形状等及び販売方法について改善を要請中	